

○犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領の制定について(通達)
(平成 14 年 10 月 28 日岡刑企第 162 号／岡務第 4107 号警察本部長例規)

改正 平成 16 年 3 月岡務第 45 号 平成 20 年 7 月第 459 号
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号

各部長
首席監察官
各所属長

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号)の施行に伴い、別添「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領」を制定し、平成 14 年 10 月 28 日から施行することとしたので、部下職員に周知させ、その対応に遺漏のないようにされたい。

別添

犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供実施要領

1 趣旨

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 23 条第 4 項及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)第 7 条の規定により、警察本部長又は警察署長(以下「警察本部長等」という。)が、公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体(以下「早期援助団体」という。)に対して行う情報提供の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) この要領において「犯罪被害等」とは、法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害等を行い、犯罪被害(日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失等によるものを除く。))による死亡、重傷病又は障害等をいう。)及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。
- (2) この要領において「犯罪被害者等」とは、法第 22 条第 1 項に規定する犯罪被害者等をいい、情報提供に係る犯罪被害者等とは、当該犯罪被害者等であり、かつ、早期援助団体が活動地域としている当該都道府県に居住又は勤務している者をいう。
- (3) この要領において「犯罪被害相談員等」とは、規則第 1 条第 2 項第 2 号ロに規定する犯罪被害相談員、同ハに規定する犯罪被害者等給付金申請補助員及び同ニに規定する犯罪被害者直接支援員をいう。

3 犯罪被害者等の同意

(1) 同意を得る前に犯罪被害者等に説明すべき事項

犯罪被害者等から同意を得る際には、事前に、1) 早期援助団体は公安委員会から公的認証を与えられた法人であり、法により役員及び職員に守秘義務が課せられていること、2) 当該早期援助団体が行い得る援助の具体的内容、3) 情報提供を行う理由、4) 犯罪被害者等に関する特定の情報を早期援助団体に提供する理由を犯罪被害者等に説明すること。

(2) 同意の取り方

同意を得る際には、犯罪被害者等に早期援助団体への情報提供同意確認書(様式)を提示し、同意又は不同意の確認を行うこと。

(3) 同じ犯罪被害者等に関する情報を2度以上にわたり提供する場合の同意

同じ犯罪被害者等に関する情報を2度以上にわたり提供する場合においても、提供する情報は異なることから、情報提供を行うたびごとに、当該情報の提供に係る同意を犯罪被害者等から得ること。

4 提供する情報の範囲

提供する情報の範囲は、当該犯罪被害者等の氏名、性別、住所、連絡先、当該犯罪被害の概要(被害の発生日時、場所、被害の程度、内容等)とする。

なお、犯罪被害の概要のうち、捜査その他の警察の事務若しくは公判に支障を及ぼし、又は関係者の名誉その他の権利利益を不当に侵害するおそれのあるものは提供しないものとする。

5 情報提供の方法

情報の提供は、早期援助団体が定める情報受付時間内に、電話若しくはファクシミリ又は直接口頭若しくは書面交付により、相談事業又は直接的支援事業の実施を統括管理する者(以下「情報受理担当責任者」という。)又はその指定する者(以下「情報受理担当者」という。)に対して行うものとする。ただし、直接提供する場合において、情報提供の相手方が、情報受理担当責任者又は情報受理担当者(以下「情報受理担当責任者等」という。)以外の犯罪被害相談員等であるときは、証票によりその者の身分を確認した後、電話等により情報受理担当責任者に対して、その者が情報を受理し得る者であるかを確認の上、情報を提供することができる。

6 情報を提供する際の留意事項

(1) 情報を提供する場合は、情報提供の相手方の身分を必ず確認すること。

(2) 情報を提供した場合は、情報受理担当責任者等の氏名を、様式の「情報提供控」欄に、取扱者及び情報提供日時とともに必ず記載し、情報を提供した相手方を明確にしておくこと。

(3) 犯罪被害者等が望む援助の具体的内容を事前に聴取している場合には、その内容を早期援助団体に教示すること。

7 早期援助団体に報告を求める場合の配慮事項

情報提供後、必要に応じて当該犯罪被害者等に対する援助の実施の有無等を確認するため当該早期援助団体に報告を求める場合において、援助のたびごとに書面報告を求める等の方法はとらず、電話等の方法により簡潔に聴取し、当該早期援助団体に過度の事務負担をかけないよう配慮すること。

8 早期援助団体に関する通報

警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。)は、関係都道府県警察から公安委員会の指定を受けた早期援助団体に関する通知を受理したときは、規則第2条の規定により公示した内容並びに当該援助団体が行い得る援助の具体的内容、活動地域及び情報提供する際の連絡先(電話番号、情報受理担当責任者等)を関係所属長に通報するものとする。

9 報告

(1) 関係所属長は、犯罪被害等を受けた犯罪被害者等及び当該早期援助団体が定める援助事業に係る犯罪被害者等を認知した場合並びに犯罪被害者等の同意を得て早期援助団体に情報提供を行った場合には、県民広報課長にその概要を速報するとともに、早期援助団体への情報提供同意確認書の写しをファクシミリ、電子メール等により送付するものとする。

なお、情報提供を行う前に疑義が生じたときは、県民広報課犯罪被害者支援室担当者に相談すること。

(2) 報告を受けた県民広報課長は、当該早期援助団体の所在地を管轄する当該都道府県警察本部の被害者支援担当所属長に、早期援助団体に提供した情報の概要を連絡するものとする。

10 文書の保存

早期援助団体への情報提供同意確認書は、情報提供を行った所属において3年保存するものとする。

11 犯罪被害等以外の被害者等への対応

2に定義する犯罪被害等以外の犯罪被害を受けた被害者等に対しては、その者からの要望等必要に応じて早期援助団体の名称、所在地及び連絡先を教示するものとする。

様式

早期援助団体への情報提供同意確認書

様式

[別紙参照]